

農林水産常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(306) ー略ー</p> <p>(307) 家畜伝染 家畜検査 次の表の 病予防法（昭和 手数料 左欄に掲 26年法律第166 げる区分 号）第4条の2 に応じ、そ 第5項、第5条 れぞれ同 第1項又は第31 表の右欄 条第1項の規定 に定める に基づく家畜の 額 検査（同法第5 条第1項の規定 に基づく家畜の 検査にあつて は、監視伝染病 の発生を予防す るためのものに 限り、牛に係る 伝達性海綿状脳 症検査を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 結核検査</td> <td>1頭につき <u>310円</u></td> </tr> <tr> <td>ロ ブルセラ症検査</td> <td>1頭につき <u>320円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(308)～(473) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	区分	金額	イ 結核検査	1頭につき <u>310円</u>	ロ ブルセラ症検査	1頭につき <u>320円</u>	ー略ー		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(306) ー略ー</p> <p>(307) 家畜伝染 家畜検査 次の表の 病予防法（昭和 手数料 左欄に掲 26年法律第166 げる区分 号）第4条の2 に応じ、そ 第5項、第5条 れぞれ同 第1項又は第31 表の右欄 条第1項の規定 に定める に基づく家畜の 額 検査（同法第5 条第1項の規定 に基づく家畜の 検査にあつて は、監視伝染病 の発生を予防す るためのものに 限り、牛に係る 伝達性海綿状脳 症検査を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 結核検査</td> <td>1頭につき <u>610円</u></td> </tr> <tr> <td>ロ ブルセラ症検査</td> <td>1頭につき <u>640円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(308)～(473) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	区分	金額	イ 結核検査	1頭につき <u>610円</u>	ロ ブルセラ症検査	1頭につき <u>640円</u>	ー略ー	
区分	金額																
イ 結核検査	1頭につき <u>310円</u>																
ロ ブルセラ症検査	1頭につき <u>320円</u>																
ー略ー																	
区分	金額																
イ 結核検査	1頭につき <u>610円</u>																
ロ ブルセラ症検査	1頭につき <u>640円</u>																
ー略ー																	

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表				別表			
項目	単位	金額	摘要	項目	単位	金額	摘要
(1) 家畜 の死体焼 却	1 キ ログ ラム	90円	検案後の 死体焼却 に限る。	(1) 家畜 の死体焼 却	1 キ ログ ラム	110円	検案後の 死体焼却 に限る。
—略—				—略—			
備考 —略—				備考 —略—			

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表			別表		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
－略－			－略－		
占建築物その 用他これに類 料する施設を 設置する場 合	占有面積1平方1 メートルにつき年	70円	占建築物その 用他これに類 料する施設を 設置する場 合	占有面積1平方1 メートルにつき年	81円
－略－			－略－		
各種管類を 埋設する場 合	長さ1メートル1 につき年	60円	各種管類を 埋設する場 合	長さ1メートル1 につき年	70円
水域に工作 物を設置す る場合	占有面積1平方1 メートルにつき年	45円	水域に工作 物を設置す る場合	占有面積1平方1 メートルにつき年	52円
上記以外の 場合	占有面積1平方1 メートルにつき月	15円	上記以外の 場合	占有面積1平方1 メートルにつき月	17円
備考 1～3　－略－			備考 1～3　－略－		